

登校の時期についてのお願い

下記の表にあげた「学校で予防すべき感染症」にかかっている場合は、学校保健安全法施行規則の定めにより出席停止となります。出席停止期間の基準は、下記の通りですので、出席停止期間を経て登校する場合は、必ず医師に「治癒証明書」を記入してもらい、学校へ提出してください。

対象疾病		出席停止期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア、コンゴ出血熱 痘そう、南米出血熱、ペスト マールブルグ病、ラッサ熱 急性灰白髄炎、ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 鳥インフルエンザ（H5N1） 中東呼吸器症候群	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふく）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が皮化するまで
	咽頭結膜炎	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれなくなるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス 腸管出血性大腸菌感染症、パラチフス 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 ※その他の感染症	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで

※群馬県では、第3種「その他の感染症」について、これを定めないものとしています。

----- き り と り -----

治 癒 証 明 書

群馬県立藤岡工業高等学校長 様

年 組 番 氏名

上記の生徒は（ ）にかかりましたが、治癒し、登校可能の状態になったと認めます。

出席停止期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

印